

令和4年5月18日

内閣総理大臣 岸田文雄殿

公明党代表 山口那津男
核廃絶推進委員会委員長 浜田昌良
青年委員会委員長 矢倉克夫

「核兵器の不使用の記録」の維持に向けての緊急提言

ウクライナ危機により、核兵器が実戦に使用されうるという現実の脅威に直面している。核兵器が、存在すれば抑止となった時代から、使用を前提とした抑止という「第三の核時代」への移行は、断じて食い止められなければならない。

広島・長崎への原爆投下から77年。この「核兵器の不使用の記録」を永遠に維持すべく、唯一の戦争被爆国たる我が国には、今こそ具体的に行動する責務がある。

かかる認識に基づき日本政府に対し、下記の緊急提言を行う。

記

一、核兵器がひとたび使用された際に生ずる被害がいかに甚大か、日本に蓄積されたこれらに関する知見やデータを、「被爆の実相」として、あらゆる場面を通じ発信し、エスカレーションや偶発による核使用を断じて阻止すること。具体的には、以下をなすべきこと。

(1) 本年6月20日にウィーンにて開催予定の、第四回核兵器の人的影響に関する国際会議に、被爆者代表を含む日本政府代表団を派遣し、原爆被爆者のデータなど示しつつ、「被爆の実相」についての共通理解を醸成すること。

(2) 明年、日本で開催されるG7サミットの本会合・外相会合の広島・長崎での開催や、第五回核兵器の人的影響に関する国際会議を8.6、8.9の平和祈念式典の際などに開催することにより、各国の政治指導者に被爆の悲惨さを訴え続けること。

二、ロシアの核威嚇により、核抑止が「危険な基礎」（賢人会議議長報告、2019年10月）であることが一層明らかとなったことを受け、同報告で長期的な模索が求められている「核抑止に代わる安全保障のあり方」に関する議論を日本が主導すること。そのために、本年中に広島で開催予定の国際賢人会議において、この長期的課題に向けた検討をスタートすること。

三、「核兵器の不使用の記録」の維持は、本年1月21日の日米共同声明でも確認されており、その「核なき世界」のゴールにおいて位置づけられるものが核兵器禁止条約である。日本の当該条約に関わる立場は、核保有国と非保有国双方が、「核なき世界」の理想を共有し合う触媒たるべきである。以上を踏まえ、今月22日から24日に予定されるバイデン米大統領訪日時において、岸田総理を先頭に政府一体となって、同条約に関わる日本の思いを伝え、米国をはじめ核保有国による核兵器禁止条約への理解を醸成し、我が国の同条約締約国会合のオブザーバー参加への環境整備を行うこと。